

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 2 活動編 (5) 退職・解雇について⑤

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

職場と労働法 2 活動編 (5) 退職・解雇について⑤

解雇制限規定

「労働法・男女雇用機会均等法・育児介護休業法・労働安全法・その他」

- 労働組合法第7条「不当労働行為を理由とする解雇」
- “ 第27条4「労働委員会の命令に対する再審査の申し立て」を理由とする解雇。
- “ 第32条「事業者が違反行為で処罰されたこと」を理由とする解雇。
- 男女雇用機会均等法第8条・第11条「女性であること、結婚・妊娠・出産したことを理由とする解雇」
- “ “ 第32条「個別労働関係紛争解決促進法に基づき女性労働者が援助を求めたこと」を理由とする解雇。
- 育児介護休業法第10条「育児休業の申し出、若しくは育児休業を取得したこと」を理由とする解雇。
- “ 第16条「介護休業の申し出、若しくは介護休業を取得したこと」を理由とする解雇。
- 労働安全衛生法第97条の2「法違反、命令違反の事実を行政官庁に申告したこと」を理由とする解雇。
- 雇用保険法第8条・9条・73条「労働者が被保険者となったこと、被保険者でなくなったことの確認請求をしたこと」を理由とする解雇。
- “ 第83条2項「労働者の確認請求により、罰金刑に処せられたこと」を理由とする解雇。
- 私法(民事上)による場合
 - ①就業規則、労働協約上の解雇制限。②労使慣行による解雇のあり方。③信義則違反の解雇(民法1条2)
 - ④公共良序に反する解雇(民法第90条) ⑤使用者より労働者の不利益が大きい場合の解雇(民法第1条3)

有期労働契約・雇止め問題

有期労働契約(パート、契約社員、嘱託、臨時社員、アルバイトなど)の締結・更新、雇止めに関する指針が「有期労働契約締結、更新及び雇止めに関する基準」として、告示された法的根拠を持つ内容へ改正されました。(H15年10月22日 厚労省告示第357号)

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準

(契約締結時の明示事項等)

- 第一条 使用者は、期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という)の締結に際して、労働者に対して、当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示しなければならない。
- ② 前項の場合において、使用者が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、使用者は、労働者に対して当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示しなければならない。
- ③ 使用者は、有期労働契約の締結後に全2項に規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した労働者に対して、速やかにその内容を明示しなければならない。

(雇止めの予告)

- 第二条 使用者は、有期労働契約(雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係る者に限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。次条第2項において同じ)を更新しないことしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしなければならない。

更新の有無とその考え方

- ①特別の事情がない限り自動的に更新する。
- ②契約期間満了の都度更新の可否を判断する。
- ③特別の事情がない限り契約の更新はしない。

判断基準

- ①契約期間満了時の業務量により判断する。
- ②労働者の勤務成績、態度により判断する。
- ③労働者の能力により判断する
- ④会社の経営状況により判断する
- ⑤従事している業務の進捗状況により判断する。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.